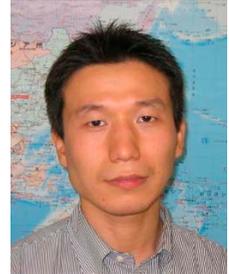


# 投資協定の活用に向けて

みやけ やすじ ろう  
三宅保次郎  
経済産業省 通商政策局  
通商機構部参事官補佐



## 1. あなたの会社にも起こるかもしれないこんな事例

あなたの会社が外国の政府から石油開発の許可を得て、巨費を投じて油井を建設している最中に、突如として開発許可を撤回されてしまったとか、あるいは、外国で廃棄物処理事業の許可を受けて、大型焼却炉を建設した後に、地元で厳しい環境条例が制定されたために事業を続けることができなくなったというような場合、どのように損害を回復すればよいのでしょうか。

基本となるのは、あなたの会社が政府と交わした契約書に書いてある紛争解決条項ですが、勝ち目の薄い相手国における国内訴訟しか選択肢がないなど、政府と企業との交渉力の違いのため、往々にして、不利な条件を呑まされていることがあります。こうした場合、企業が自らを守る術として、国家間で結ばれている投資協定が使えないか、検討する価値があります。

## 2. 投資協定とは何か

### (1) 起源としての仲裁附託合意

投資協定という名前は、多くの企業の皆様にとってなじみが薄いものかもしれません。投資協定とは、基本的には、企業が外国で事業活動を行っている場合に、企業の投資財産を相手国政府の措置から守るよう国家間で取り決めるものです。例えば、欧州の石油開発会社が、産油国の政府と開発契約を結んだうえで、巨額を投じて試掘探鉱し、鉱床を見つけ、掘削設備を建設して石油を生産していたところ、突然、政府が十分な補償もなく油井を国有化してしまったとします。こうした場合、相手国政府を訴えようにも実効的な裁判手続が整備されていないとか、相手国裁判所で相手国政府を訴えても勝ち目がないといった事情が往々にしてあるため、投資関連紛争を、客観的で中立的な国際仲裁に附託できるようにしようとしたのが、投資協定のそもそもの始まりです。

国際法の一般原則によると、国家が被告として裁判機関に訴えられる場合、被告国の同意が必要となります。国家主権という考え方があり、国家は自らの意思に反して、外国や国際機関の司法権に服することはないのです。しかし、外国投資家が自国との紛争を国際仲裁に附託しようとしている時に、おいそれと同意を与える国は多くありません。そこで、投資協定では、投資受入国が投資協定に違反する行為を行い、これによって外国投資家の投資財産に損害が生じた場合に、外国投資家の選択に従って、紛争を国際仲裁に附託できる旨を、協定の中で、事前に包括的に同意しておくことで投資家が公平な判断を受ける機会を確保しています。

こうした投資協定を結ぶことは、投資家の帰属する国（投資母国）にとっては、自国の投資家が

保護されるわけですからもちろんメリットがありますが、投資受入国にとっても、投資環境を保証することで投資家に良いメッセージを送り、外国からの投資を誘致することができますので、相互に利益をもたらすものとなります。

**(2) 規律内容の発展**

その後、投資協定の内容も進化し、単に紛争を国際仲裁に附託できるという手続き的な規定のみならず、後で説明する最恵国待遇（MFN）・内国民待遇（NT）、公正衡平待遇、取用と補償、送金の自由など、実体的な権利義務についての規定も発展していきました。

**(3) 保護協定と自由化協定**

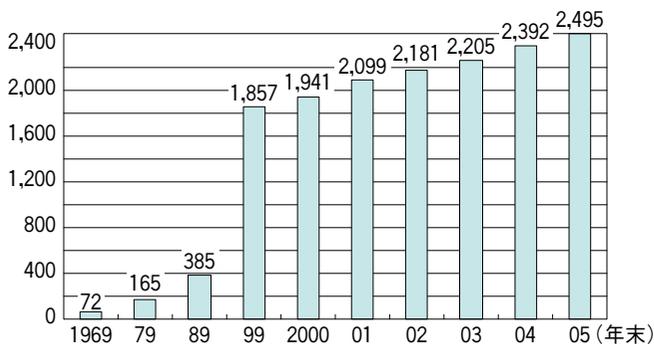
近年は、投資財産の保護のみならず、外資の参入についても規定を設ける協定が見られます。それまでの協定が、あくまですでになされた投資財産を対象として保護を与えるものであったのに対し、米国、カナダ、メキシコが1994年に締結したNAFTA（北米自由貿易協定）は、外国企業が投資に参入する際の規制（出資比率規制や現地資本とのジョイントベンチャー設置要求などが典型です）についても、将来、現状より厳しくしないという約束（「スタンドスティル」）や第三国よりも劣った条件にしない（「最恵国待遇」）という義務などを規定しています。特に発展途上国は通常、自国の産業を保護するため、多くの分野で外資規制を行っていますので、NAFTAのように外資参入規制の緩和ないしスタンドスティルを要求することは、単純な保護のみの協定に比べて、交渉がより困難となります。こうした協定を、従来の「保護協定」と区別して、「自由化協定」と呼ぶことがあります。

なお、これに関連し、従来の保護協定が対象とする事業活動を、会社設立後という意味で「ポスト」(post-establishment) と呼び、NAFTA以降のいくつかの協定が対象に含めている参入規制部分を、会社設立の段階という意味で「プレ」(pre-establishment) と呼ぶこともあります。

**3. 増え続ける世界の投資協定と日本の位置付け**

世界には、約2,500の投資協定が存在しています。ドイツ、英国、スイス、中国などがそれぞれ100以上の投資協定を締結している中、日本は12しか結んでいません（2007年8月現在）。日本が積

**図1 世界の二国間投資協定の数の推移**



(注) 投資関連の規律を主たる内容とする協定の数。  
自由貿易協定、経済連携協定における投資章などは含まれていない  
(出所) UNCTAD “World Investment Report 2006”, UNCTAD “database on BITs”

**表1 主要国の二国間投資協定の締結状況（署名国数）**

(2005年6月現在)

国名	署名国数
ドイツ	132
中国	113
スイス	110
英国	101
フランス	98
韓国	80
インド	56
米国	47
豪州	23
日本	11
サウジアラビア	11

(注) 図1に同じ  
(出所) 図1に同じ

極的に進めている経済連携協定（EPA）の中にも投資章が設けられており、その内容は投資協定とほぼ同じですので、すでに署名された8つのEPA（同上）も合わせて考えるべきですが、それでも合計20と、数において日本はいささか出遅れの感があることは否定できません。この点は、今後の課題であると思います。

ただし、日本のEPAや、日本が韓国、ベトナム、カンボジアと締結した投資協定は、NAFTAのように外資参入規制部分も規律対象としており、伝統的な保護協定とは質が異なりますので、単純に数だけを比較すればよいというものでもないことをご留意いただきたいと思います。例えば、ドイツや英国など、EU加盟国が締結している投資協定は、保護協定にとどまります。これは、投資自由化部分の対外交渉権がEUにあるため、EUの結ぶFTAの中には、EU・チリFTAなど投資開設（establishment）章で投資自由化につき規定するものもありますが、水準の高い内容とは必ずしもいえないものです。

#### 4. 脚光を浴びる投資家対国家仲裁

すでに書いたように、投資受入国の措置が投資協定に違反しており、これによって損害が生じた場合、投資家は、受入国政府を相手どって、紛争を国際仲裁に附託することができます。こうした仲裁が近年、急増しており、国連の統計では、これまでに255件の仲裁が附託されたとしています。投資家が、数百億円といった賠償金を勝ち取る例も多いのです。

被提訴国となった回数が多いのは、財政危機や通貨危機による混乱があったアルゼンチンやチェコ、そしてNAFTA当事国であるメキシコ、米国などですが、それ以外の国との仲裁も今後、増えていく可能性があります。

**表2 日本の二国間投資協定、経済連携協定の動向**

##### 1. 二国間投資協定の相手国（12件）

(1)エジプト	1977年 1月署名（1978年 1月発効）
(2)スリランカ	1982年 3月署名（1982年 8月発効）
(3)中国	1988年 8月署名（1989年 5月発効）
(4)トルコ	1992年 2月署名（1993年 3月発効）
(5)香港	1997年 5月署名（1997年 6月発効）
(6)パキスタン	1998年 3月署名（2002年 5月発効）
(7)バングラデシュ	1998年11月署名（1999年 8月発効）
(8)ロシア	1998年11月署名（2000年 5月発効）
(9)モンゴル	2001年 2月署名（2002年 3月発効）
(10)韓国	2002年 3月署名（2003年 1月発効）
(11)ベトナム	2003年11月署名（2004年12月発効）
(12)カンボジア	2007年 6月署名（発効時期未定）

##### 2. 経済連携協定の相手国（8件）

(1)シンガポール	2002年 1月署名（2002年11月発効）
(2)メキシコ	2004年 9月署名（2005年 4月発効）
(3)マレーシア	2005年12月署名（2006年 7月発効）
(4)フィリピン	2006年 9月署名（発効時期未定）
(5)チリ	2007年 3月署名（2007年 9月発効）
(6)タイ	2007年 4月署名（発効時期未定）
(7)ブルネイ	2007年 6月署名（発効時期未定）
(8)インドネシア	2007年 8月署名（発効時期未定）

##### 3. 交渉中の相手国（6件）

(1)投資協定	日中韓、ラオス、サウジアラビア
(2)経済連携協定	インド、スイス、豪州

(2007年8月現在)

#### 5. 投資協定が定めるルール

では、投資協定が具体的にどのようなルールを定めているのか説明します。説明を簡単にするため、日ベトナム投資協定（2004年12月発効）を例として、日本の投資家がベトナム政府との関係でどのように守られているかを説明します。

##### (1) 最恵国待遇（MFN）と内国民待遇（NT）

最恵国待遇とは、日本の投資家がベトナム政府から措置を受ける際に、第三国の投資家が得てい

る待遇よりも不利な待遇を与えられないということです。簡単に言えば、日本の投資家がベトナムにおいて他の外国の投資家と差別されないということです。例えば、仮にベトナム政府が日本の投資家の出資比率を第三国投資家が許容されている出資比率よりも低くしか認めない、ということがあるとすれば、これは最恵国待遇違反となります。

ただし、他のFTAなど経済統合のための協定に基づいて与えている待遇は最恵国待遇の例外である（いわゆる「FTA例外」）としている投資協定も多いため、注意が必要です。日ベトナム投資協定では、第22条第3項にこの旨の規定があります。ベトナムが他の国とFTAを締結して、その中で特に与えた待遇は、日本の投資家には付与されない、ということです。他方、経済統合のための協定ではなく、通常の投資協定に基づいて他国に与えた待遇であれば、日本の投資家にも与えられます。

最恵国待遇の義務には、こうした「FTA例外」のほかにも、例外となる分野があります。ベトナムの場合は、放送、ガス採掘、武器製造業などです。これらは、協定の付属書として、表にまとめられています。投資協定の条文は、日本のEPAであれば外務省のサイトなどで閲覧できます（<http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/index.html>）。他に、UNCTAD（国連貿易開発会議）のサイトで公表されているデータベースからも入手できますが（[http://www.unctadxi.org/templates/DocSearch\\_\\_\\_779.aspx](http://www.unctadxi.org/templates/DocSearch___779.aspx)）、正式な条文であるという保証はありませんので、最も確実な方法は、当事国政府に請求して入手することです。

内国民待遇とは、日本の投資家を、ベトナムの投資家と差別しないということです。最恵国待遇が他の国と差別しない義務であるのに対し、内国民待遇は内外で差別しないという義務です。これについても、例外が付属書にまとめられています。

## (2) 公正衡平待遇

投資財産に対し、公正（fair）で衡平（equitable）な待遇を与える義務です。内国民待遇や最恵国待遇が、他の国籍の投資家との相対的な関係で決まるのに対し、公正衡平待遇は、投資財産の保護内容として客観的に決まる絶対水準を守る義務です。公正衡平待遇自体は一般規定であり、その具体的な内容は仲裁で争われて初めて明らかになる性質のものですが、例えば特定の投資財産に対して恣意的な措置を取ることは、公正衡平待遇の義務に違反している可能性が高いです。

## (3) パフォーマンス要求（PR）の禁止

日本の投資家に対して、ベトナム政府が一定の要求をしないように禁止するものです。禁止される項目は協定によって異なりますが、例えば、部品の調達において現地産品の使用を義務付けること、輸入額を輸出額に関連づけて制限すること、技術の移転を要求すること、役員の一割割合を自国民に限定することなどが禁止されます。このうちいくつかの項目については、受入国（ベトナム）政府が提供する投資優遇措置（インセンティブ）の見返りとしてであれば許容される、という規定となっている協定もあります。日ベトナム投資協定では、第4条第2項にこの旨の規定があります。

## (4) アンブレラ条項

開発許可など、投資活動に関して政府がなした約束を順守する義務です。例えば投資家と政府との間の投資契約に政府が違反した場合、契約違反を根拠とした通常の紛争解決手段のほかに、投資協定の義務違反に基づく国際仲裁にも附託できるようになることがメリットです。

## (5) 収用と補償

政府が投資財産を違法に収用（国有化）しない義務です。収用を行う要件として、公共目的であること、差別的でないこと、迅速・十分・実効的な補償が支払われること、適正手続に則っていること、が義務付けられます。

通常の国有化のように所有権が国家に移転しなくとも、収用と同じ効果があれば収用と見なされる場合があります（いわゆる「間接収用」）。例えば、投資財産としての焼却炉自体は投資家のものであり続けても、当初の誘致活動に反して厳しい環境規制が事後的に導入されたために事業が継続できなくなったような場合、投資財産から収益を得るといふ投資家の合理的かつ正当な期待が損ねられたと認められるときには、収用に該当すると仲裁で判断されることがあります。

## 6. 実際に紛争が起こったら

外国で相手国政府や自治体の措置によって損害を被った、あるいは被りそうな場合には、通常の民事的手段のほかに、こうした投資協定に基づく手段がないか検討することが有効です。相手国が投資協定に違反している可能性が高い場合には、実際に国際仲裁に持ち込むとまではいなくても、相手方と協議を進める際のレバレッジ（脅し）として使うこともできるでしょう。

戦略的には、日本が相手国と直接投資協定を結んでいなくても、相手国が別の国と投資協定を結んでいる場合には、その国に子会社を作ってそこから投資するという方法も考えられます。例えば、オランダに子会社を設立して、そこからポーランドに投資すれば、オランダ・ポーランド投資協定を活用できる可能性があります。ただし、協定によっては、こうした第三国の投資家が支配する企業に対して協定を適用しない旨を規定している場合もありますので、事前の精査は不可欠です。例えば、日ベトナム投資協定には第22条第2項にこうした規定があり、利益否認条項と呼ばれたりします。

忸怩たる思いですが、日本がすでに投資協定をロシア、カンボジア、ベトナムなどと結んでいることは、一般にあまり知られていないような印象を受けます。また、二国間の投資協定でなくとも、エネルギー分野の貿易と投資について、東欧諸国を含め48カ国を網羅するエネルギー憲章条約（Energy Charter Treaty）が使えないかも検討する価値があります（<http://www.encharter.org/>）。

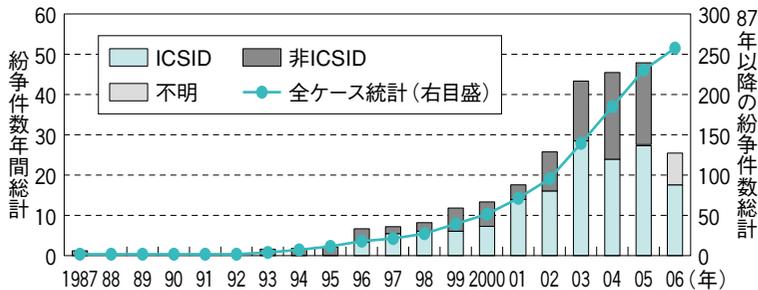
## 7. 国際仲裁への附託

国際仲裁を行うには、世界銀行の一部局であるICSID（国際投資紛争解決センター）に附託するか、あるいはUNCITRAL（国連国際商取引法委員会）が作成した仲裁ルールに則ってアドホックな仲裁を設けるのが一般的ですが、その他の仲裁機関も存在します。詳細は、それぞれの投資協定に規定されています。

なお、“fork in the road” といって、協定において、国内訴訟と国際仲裁が同時並行で進まないように整理する規定を置くことが普通です。例えば、日マレーシアEPA投資章第85条第4項では、国内訴訟を提起（submit）した後は、もはや国際仲裁に附託できない旨を規定しています。協定によっては、国内訴訟を始めてしまっても、その継続を放棄しさえすれば、国際仲裁に附託できるという規定になっているものもあります（例：日メキシコEPA投資章第81条第2項）。他に、日ベトナム投資協定第14条第6項では、国内訴訟の終局判決が出た後は、国際仲裁に附託できないと規定しています。

さらに、国際仲裁に附託できる期限にも注意が必要です。例えば、日マレーシアEPA投資章第85条第7項では、投資家が損害を知った日または知りうべき日から3年が経過したときには、協定中で

図2 仲裁機関への案件附託の動向



(注) 2006年は、11月まで  
(出所) UNCTAD資料

表3 被提訴国となった回数

(~2006年11月)

順位	被提訴国	件数
1	アルゼンチン	42
2	メキシコ	17
3	チェコ	11
4	米国	11
5	モルドヴァ	9
6	ロシア	9
7	インド	9
8	エクアドル	8
9	エジプト	8
10	カナダ	7
11	ポーランド	7
12	ルーマニア	7
13	ウクライナ	6
14	チリ	4
15	コンゴ	4

(出所) UNCTAD資料

なされた仲裁附託合意は無効である旨を規定しています。

外国でなされた仲裁判断 (award) を相手国政府に承認、執行させるには、ニューヨーク条約に基づいて行うのが通常ですが、その場合でも、国家免除といって、国家は強制執行に服しないと被告国が主張する場合があります。にもかかわらず、ICSIDの仲裁判断に従わなければ、ICSID条約違反として国際司法裁判所に附託される可能性があるのみならず、対抗策として世界銀行のローンが停止される虞おそれもあるため、ICSID仲裁判断は、ほとんどすべてが順守されています。

ただし最近、ボリビアのように、ICSIDから脱退する国が出てきました。今後、こうした傾向が続くかどうか、注目されます。

## 8. 終わりに

以上、簡単に投資協定の内容をご紹介しました。日本の企業は今や世界のいたるところで事業活動を展開しており、貿易と並び投資活動がますます重要になっています。相手国政府との紛争においては、本体契約のみならず、日本の結ぶ投資協定やEPA、さらには第三国の投資協定やエネルギー憲章条約など、国際的な投資規律を活用することも選択肢の一つであることを、頭の片隅に置いておいていただけますと幸いです。

なお、経済産業省では、毎年、外国政府の措置が国際ルールに則っているかどうかを監視するレポート『不公正貿易報告書』をまとめています。この報告書で扱う国際ルールは、従来は専らWTO協定でしたが、近年の投資協定および投資仲裁の増加や、FTAの世界的な広がりを受けて、本年(2007年)版からは、FTAと投資協定についても解説しています。この報告書は、次のURLから全文をインターネットで閲覧できます。投資協定の内容の詳細や、関税削減などFTAの最新動向などについては、こちらをご参照いただけますと幸いです ([http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto\\_compliance\\_report/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto_compliance_report/index.html))。

最後に、経済産業省では、外国によるWTO協定など国際ルール違反の措置について、相談窓口 (multi-trade@meti.go.jp) を設けていますので、お気軽にご相談いただきたいと思います。